

しんがたころなういるす びょうき
新型コロナウイルスの 病気に
ならないために すること

がつ にち
9月28日
きょう と ふ
京 都 府

1 府民のみなさまや 会社や お店をしている皆さまへの ねが お願い

びょうき ひろ がつ にち がつ にち あいだ した とりく ねが
病気を 広げないために 10月1日から 10月21日までの間 下にある取組みを お願いします。
くに ほりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
国の法律（特措法第24条第9項）に合わせたお願い

(1) 基本的な 病気に ならないための 取組の お願い

- わくちんせつしゆ わくちん ちゆうしゃ かんけい つづ ますく
・ ワクチン接種<=ワクチンの 注 射 を すること>したことに 関係なく 続けて マスクを
て あら しょうどく
する・手を洗う・消 毒 などを してください。
- ひと ひと きより じゅうぶん
・ 人と 人との 距離を 十分に とって ください。
- へや たてもの なか くうき い か
・ 部屋や 建物の中の 空気を 入れ換えて ください。
- すこ からだ ちょうし わる がいしゅつ びょういん そうだん
・ 少しでも 身体の調子が 悪いときは 外出しないで 病院などに 相談して ください。

(2) 病気になるリスクを 少なくするために お願いすること

① 食べたり 飲んだり するときに 気を付けること

- るじょう こうえん さけ の
・ 路上や 公園などで お酒を 飲まないで ください。
- ほーむぱーてぃーなど いえ さけ の
・ ホームパーティーなど 家で お酒を 飲まないで ください。
- いんしょくてん の た みせ い きょうとふ ねが
・ 飲食店<=飲んだり 食べたり する 店>に行くときは 京都府が お願いしている
「きょうとまなー」の ルールを 守って ください。

- あくりるばん お くうき い か みせ い
・ アクリル板を 置くことや 空気を 入れ替えている 店に 行って ください！
- はなし かなら ますく
・ 話をするときは 必ず マスクを しましょう！
- た まえ みせ で て ゆび しょうどく
・ 食べる前と 店から 出るときに 手や指を 消 毒 する！
- みせ おお こえ
・ 店では 大きな声を ださないで ください！
- ひと てーぶる すわ にん すく にんずう じかん お
・ 一つのテーブルに 座るときは 4人より 少ない 人数で 2時間までに 終わって ください！

②外出する時に 気を付けること

- 他^{ほか}の 都道府県^{とどうふけん}へ 家族^{かぞく}や 友達^{ともだち}に 会い^あに 行^いったり 旅行^{りょこう}などをする時は 基本^{とき}的な 病^{きほんてき}気^{びょうき}にならないための 取^{とり}組^{くみ}をして ください。
- 府内^{ふない}での 外^{がい}出^{しゅつ}や 新^{しん}型^{がた}コ^こロ^ろナ^なウ^うイ^いル^るス^すの 病^{びょう}気^きに な^なっ^って^てい^いる^る人^{ひと}が 多^{おほ}い^ち地^い域^きには 行^いか^かな^ない^いで ください。
- 家^か族^{ぞく}や 友^{とも}達^{だち}など と 少^{すく}ない^{にん}人^{ずう}数^がで 外^{がい}出^{しゅつ}して ください。
- 外^{がい}出^{しゅつ}先^{さき}の 他^{ほか}の 場^ば所^{しょ}に 行^いか^かな^ない^いで ください。

③学校で生活するときに 気を付けること

- 大^{だい}学^{がく}など で でき^おん^んラ^らイ^いン^ん授^{じゆぎ}業^{ぎやう}を 行^{おこな}っ^って^て し^しっ^っか^かり^りと 病^{びょう}気^きを 広^{ひろ}め^めな^ない^いこ^こと^とを して ください。
- 中^{ちゅう}学^{がっこう}校^{こう}や 高^{こう}等^{とう}学^{がっこう}校^{こう}で ク^{くら}ブ^ぶ活^{かつ}動^{どう}を す^する^る時^{とき}は 新^{しん}型^{がた}コ^こロ^ろナ^なウ^うイ^いル^るス^すの 病^{びょう}気^きに^{ひと}なる^る人^{ひと}の 状^{じょう}況^{きやう}を 考^{かん}え^えて 行^{おこな}っ^って^て ください。
- 小^{しょう}学^{がっこう}校^{こう}では 生^{せい}徒^との 身^か体^{らだ}の 調^{ちよう}子^しの 悪^{わる}い 時^{とき}は し^しっ^っか^かり^りと 学^が校^{こう}に 行^いか^かな^ない^いよ^よう^うに して ください。
- 保^ほ育^{いく}所^{しょ}等^など は 園^{えん}児^じの 手^てや 指^{ゆび}の 消^{しょう}毒^{どく}や 部^へ屋^やや 建^た物^{もの}の 中^{なか}の 空^{くう}気^きを 入^いれ^か換^かえ^えて 病^{びょう}気^きが 広^{ひろ}が^がら^らない^いよ^よう^うに 気^きを つ^つけ^けて ください。

④職場で 気を付けること

- 仕^し事^{ごと}は でき^てる^れだ^だけ テ^てレ^レワ^わー^くク^く＜＝^{いん}タ^たー^ねツ^つト^とを つ^{つか}か^かい^いえ^えな^など で 仕^し事^{ごと}を す^する^るこ^こと^と＞や テ^てレ^レビ^び会^{かい}議^ぎな^などを して ください。
- 会^{かい}社^{しゃ}の 中^{なか}で 仕^し事^{ごと}を す^する 部^へ屋^やだ^だけ^けで は な^なく 休^{きゅう}憩^{けい}す^する 部^へ屋^やや 服^{ふく}を 着^ま替^かえ^える 部^へ屋^やな^など^もも 病^{びょう}気^きが 広^{ひろ}が^がら^らない^いよ^よう^うに 気^きを つ^つけ^けて ください。
- 会^{かい}社^{しゃ}で 働^{はたら}く^く人^{ひと}が ワ^わク^くチ^{ちん}ン^んを 接^{せつ}種^{しゆ}し^したい^いと 言^いっ^ったら^ら でき^てる^れだ^だけ そ^その^のお^お願^{ねが}い^いを 聞^きい^いて くだ^{くだ}さ^さい^い。

2 ^{いんしょくてん} 飲食店^のく=飲んだり ^た 食べたり ^{みせ など あ} する店等^のの ^{じかん} 開けている ^{みじか} 時間を ^{ねが} 短くする ^{ねが} お願い

くに ^{ほうりつ} ほうりつ ^{とくそほうだい} とくそほうだい ^{じょうだい} じょうだい ^{こう} こう ^あ あ ^{ねが} ねが
国の法律（特措法第24条第9項）に合わせた ^{ねが} お願い

^{ねが} お願い ^{ないよう} する ^{ないよう} 内容

① ^{ねが} お願い ^{きかん} をする ^{きかん} 期間

^{ねん} 2021年 ^{がつ} 10月 ^{にち} 1日 ^{ごぜん} 午前0時から ^じ 10月 ^{がつ} 21日 ^{ごご} 午後12時まで ^じ

② ^{ねが} お願い ^{たても} をする ^{ないよう} 建物と ^{ないよう} 内容

^れ レストラン ^す 遊戯施設 ^{とらん} (=遊ぶところ) ^{あそ} のうち ^{しよくひんえいせいほう} 食品衛生法の ^{きよか} 許可を ^う 受けている ^{みせ} 店の ^あ 開けて
いる ^{じかん} 時間を ^{みじか} 短くする ^{ねが} お願い

<p style="text-align: center;">どんな店</p>	<p style="text-align: center;">お願いする内容</p>
<p>れすとらん 【レストラン】</p> <p>れすとらん いざかや ふく かふえ はいたつ みせ レストラン（居酒屋を含む）カフェなど（配達や店から家に持って帰るときは制限はありません。）</p> <p>ゆうきょうしせつ 【遊興施設※】</p> <p>ちか ひと き さーびす みせ しょくひん 近くに人が来てサービスをする店などで食品衛生法の許可がある店</p>	<p>ねが ちいき きょうとしおよ やましる おとくにちいき ■ お願いをする地域：京都市及び山城・乙訓地域 うじし じょうようし むこうし ながおきょうし やわたし きょう （宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京たなべし きづがわし おおやまざきちやう くみやまちやう いでちやう 田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、うじだわらちやう かさぎちやう わづかちやう せいかちやう みなみやましるむら 宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）</p> <p>きょうとふしんがたころなういる すかんとせんぼうしたいさくにんしやうせいど ○京都市新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 で認められた店</p> <p>しんがたころなういる す びやうき ひろ きょうとふ ＜＝新型コロナウイルスの病気を広げないために京都市が ねが ねが ねが ねが ねが ねが ねが ねが お願いしていることを守っているお店を認める制度＞</p> <p>みせ あ じかん みじか ごぜん じ ごごじ ・店を開けている時間を短くする（午前5時から午後9時まで）</p> <p>・お酒をだすこと（午前11時から午後8時30分まで）</p> <p>きょうとふしんがたころなういる すかんとせんぼうしたいさくにんしやうせいど ○京都市新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 で認められていない店</p> <p>みせ あ じかん みじか ごぜん5じ ごご8じ ・店を開ける時間を短くする（午前5時から午後8時まで）</p> <p>・お酒をだすこと（午前11時から午後7時30分まで）</p>
<p>みせ たてもの あ ねが 【店や建物を開けるためにお願いすること】</p> <p>はたら ひと けんさ う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働いている人ができるだけ検査を受けるようにしてください ・店や建物にきた人がひとつの場所に集まらないように案内してください。 ・熱や咳などがある人は店や建物に入ることができないようにするか建物から出てもらうようにしてください。 ・正しい理由がないのにマスクを着けていない人は入ることができないようにしてください。 ・手や指の消毒ができるようにしたり店や建物の消毒をしてください。 ・部屋や建物の中の空気を入れ換えてください。 ・マスクを付けたり他の病気を防ぐための方法を来る人に知らせてください。 ・アクリル板を置いたり人と人との間を広くして※飛沫感染を防いでください。 <p>※飛沫感染（＝会話や咳やくしゃみをするときから細かいつばや鼻水などが飛びます。これを飛沫と言います。ウイルスの入った飛沫が目・鼻・喉から入って感染することが飛沫感染です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケはしないこと ・CO2を測る機械をおくこと ・業種別ガイドライン＜＝仕事の種類によって決められているルール＞をしっかりと守ってください。 	

※泊まる人が多いインターネットカフェ・マンガ喫茶などはこの制限をお願いしません。

ただし お酒を出すときの店を開けている時間を短くすることは お願いします。

（働きかけ）

病気を広げない取り組みをしていることを お店の ホームページなどを使って みなさんに 知らせて ください。

3 イベントなどをするときのお願い

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
国の法律（特措法第24条第9項）に合わせたお願い

ねが ないよう 【お願いする内容】

- ① ねが ちいき きょうとふぜんぶ
お願いをする地域： 京都府全部
- ② ねが きかん ねん がつ にち がつ にち
お願いをする期間： 2021年10月1日から 10月31日まで
- ③ さんか にんずう にん しゅうようてい いん い ない にん い ない おお
参加できる人数： 5,000人 または 収容定員 50%※ 以内（10,000人以内）のいずれか 大

きい

- ④ しゅうようてい いん はい よ にんずう たい はい にんずう わりあい
収容定員<もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合>
さんかしゃ おお こえ だ ばあい
参加者が 大きな声を出さない 場合：100%
さんかしゃ おお こえ だ ばあい
参加者が 大きな声を出す 場合：50%

ほか ぐるーぶ ひと あいだ ざせき せき あ おな ぐるーぶ ひと にん あいだ ざせき
※他のグループの人との間は座席を1席空けてください。同じグループの人（5人まで）との間は座席を
あ
空けなくてもいいです。

- ⑤ お じかん ごと じ くに ほうりつ とくそほう ねが
終わる時間 午後9時まで（国の法律（特措法によらないお願い））

4 飲食店＜＝飲んだり食べたりする店＞以外の建物へ開けている時間を短く する お願い

【お願いする内容】

① お願いする地域：京都市及び山城・乙訓地域（宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村）

② お願いをする期間
2021年10月1日 午前0時から 10月 21日 午後12時まで

③ お願いをする建物と内容
下の店や建物は 国の法律（特措法）によらず 21時までの 店を開けている時間を短くする
お願い（店や建物の大きさは関係ありません。）

（店が入っている大きな建物など）

たいしやう 対象となる みせ たてもの 店や建物	みせ たてもの せつめい 店や建物の説明	ないやう 内容
① しょうぎやう 商業 しせつ 施設	だいきぼこうりてん ひやっかてん しょっぴんぐせんたー 大規模小売店・百貨店・ショッピングセンター・ すーぱー スーパーなど	みせ あ じかん みじか ・お店を開ける時間を短くしま す（午前5時から午後9時まで） せいかつ ひつやう もの う ・生活に必要な物を売っている みせ せいかつ ひつやう きーびす 店や生活に必要なサービスをし ているところは 含みません
ゆうぎしせつ ②遊戯施設 あそ ＜＝遊ぶところ＞	まーじゃんてん ぱちんこてん げーむせんたー マーじゃん店・パチンコ店・ゲームセンターなど	
ゆうきやうしせつ ③遊興施設＜＝ あそ 遊ぶところ＞※	こしつびでおてん らいぶはうす しゃてきじやう けいば 個室ビデオ店・ライブハウス・射的場・競馬の ちけつとう ば チケット売り場など	
さーびす ④サービスを ていきやう みせ 提供する店 せいかつ ひつやう （生活に必要な さーびす なサービスは ふく 含みません）	すーぱーせんとう ねいるさろん えすてさろん スーパー銭湯・ネイルサロン・エステサロン・ リラクゼーしょん リラクゼーションなど	

※ 遊興施設のうち 食品衛生法の許可があるお店は 飲食店等の取扱いによる 国の法律（特措法第24条 第9項）に合わせたお願いをする。

いべんと かんけい たてもの
(イベント関係の 建物)

たいしょう 対象となる店 や建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ないよう 内容
げきじょう えいがかん ① 劇場・映画館 など	げきじょう かんらんじょう えんげいじょう えいがかん 劇場・観覧場・演芸場・映画館・ ぶらねたりうむ らいぶはうす プラネタリウム・ライブハウス など	みせ あ じかん みじか ・お店を開ける時間を短く します(午後9時まで)
しゅうかい てんじ ② 集会・展示 施設	しゅうかいじょう こうかいどう てんじじょう かしかいぎしつ 集会場・公会堂・展示場・貸会議室・ ぶんかかいかん たもくてきほーる 文化会館・多目的ホール	
ほてる りよかん ③ ホテル・旅館	ほてる りよかん ひと あつ ばあい たい ホテル・旅館(人の集まる場合に対してで と へや せいげん ず。泊まる部屋は制限しません。)	
うんどうしせつ ゆうぎ ④ 運動施設・遊技 施設	たいいくかん すけーとじょう すいえいじょう おくない 体育館・スケート場・水泳場・屋内 てにすじょう じゅうどう けんどう テニス場・柔道や剣道をするところ・ ぼうりんぐじょう すぼーつじむほつとよが ボウリング場・スポーツジムホットヨガ・ よがすたじお やきゅうじょう ごるふじょう りくじょう ヨガスタジオ・野球場・ゴルフ場・陸上 きょうぎじょう おくがいてにすじょう ごるふれんしゅうじょう 競技場・屋外テニス場・ゴルフ練習場・ ばつていんぐれんしゅうじょう てーまぱーく ゆうえんち バッティング練習場・テーマパーク・遊園地 など	
はくぶつかん ⑤ 博物館 など	はくぶつかん びじゅつかん 博物館、美術館など	
けっこんしきじょう ⑥ 結婚式場	けっこんしきじょう 結婚式場	

- いべんと さんか にんずう るーる
・ イベントをするときの参加できる人数のルールをしっかりと守ることをお願いします。
- ぎょうしゅべつが いどらいん しごと しゅるい き
・ 業種別ガイドライン<=仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守ることを
ねが
お願いします。
- みせ たてもの き ひと ばしよ あつ あんない ねつ せき ひと
・ 店や建物に来た人がひとつの場所に集まらないように案内すること。熱や咳などがある人は
みせ たてもの はい
店や建物に入ることができないようにすることをお願いします。
- びょうき ひろ と く みせ ほーむぺーじ つか
・ 病気を広げない取り組みをしていることをお店のホームページなどを使って
し
みなさんに知らせてください。